

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年4月7日(2011.4.7)

【公表番号】特表2010-519288(P2010-519288A)

【公表日】平成22年6月3日(2010.6.3)

【年通号数】公開・登録公報2010-022

【出願番号】特願2009-550768(P2009-550768)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/137 (2006.01)

A 6 1 K 9/06 (2006.01)

A 6 1 P 31/10 (2006.01)

A 6 1 P 17/00 (2006.01)

A 6 1 K 47/10 (2006.01)

A 6 1 K 47/34 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/137

A 6 1 K 9/06

A 6 1 P 31/10

A 6 1 P 17/00

A 6 1 K 47/10

A 6 1 K 47/34

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月17日(2011.2.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊離塩基型、酸付加塩型、もしくはイオン型、またはそれらの組み合わせのテルビナフィン化合物、水、および少なくとも一種類の水溶性または水混和性の非イオン性界面活性剤を含む、イオン導入法による送達に適した薬学的組成物であって、界面活性剤が約15重量%～約50重量%の濃度で存在し、かつアルコールが実質的に存在しない、薬学的組成物。

【請求項2】

製剤の伝導度が約1.0 mSi/cmを上回る、請求項1記載の薬学的組成物。

【請求項3】

約0.1%テルビナフィン～約2%テルビナフィンを含む、請求項1記載の薬学的組成物。

【請求項4】

ゲルである、請求項1記載の薬学的組成物。

【請求項5】

爪真菌症の処置のための、請求項1記載の薬学的組成物。

【請求項6】

イオン導入装置および体の領域に対して適用する前のpHが4より大きく、かつ適用時のpHが4未満である、請求項1記載の薬学的組成物。

【請求項7】

伝導度増強剤をさらに含む薬学的組成物であって、伝導度増強剤が約5%以内の量で存

在し、かつ伝導度が約1.0 mSi/cmを上回る、請求項1記載の薬学的組成物。

【請求項8】

伝導度増強剤がNaCl、KCl、硫酸ナトリウム、およびヨウ化ナトリウムの少なくとも一つである、請求項7記載の薬学的組成物。

【請求項9】

ゲル化剤、緩衝剤、pH調整剤、浸透増強剤、保存剤、および薬学的賦形剤の少なくとも一つをさらに含む、請求項1記載の薬学的組成物。

【請求項10】

酢酸をさらに含む、請求項1記載の薬学的組成物。

【請求項11】

テルビナフィンが、テルビナフィンと酢酸との塩を含む、請求項1記載の薬学的組成物。

【請求項12】

テルビナフィン化合物が、テルビナフィン塩基であり、かつ少なくとも一種類の界面活性剤が、約30重量%の2-(2-エトキシエトキシ)エタノールを含む、請求項1記載の薬学的組成物。

【請求項13】

請求項1記載の薬学的組成物を含むイオン導入装置を含む、爪真菌症を処置するための装置。

【請求項14】

遊離塩基型、酸付加塩型、もしくはイオン型、またはそれらの組み合わせのテルビナフィン化合物、水、および少なくとも一種類の水溶性または水混和性の非イオン性界面活性剤を含む、イオン導入法による送達に適した薬学的組成物であって、薬学的組成物がゲルであり、かつアルコールが実質的に存在しない、薬学的組成物。

【請求項15】

ゲル化剤をさらに含む、請求項14記載の薬学的組成物。

【請求項16】

界面活性剤が、約15重量%、約20重量%、約25重量%、または約30重量%の濃度で存在する、請求項1記載の薬学的組成物。

【請求項17】

真菌感染症を処置するための薬剤の調製における、請求項1-5、12、14、および15のいずれか一項記載の組成物。